

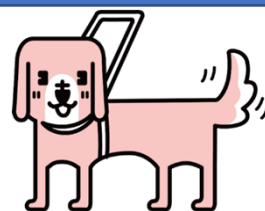
障害者差別解消法が改正されました

障害者差別解消法とは

成立 平成25年6月
施行 平成28年4月

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を目的とした法律です。



佐賀県障害者差別解消推進
マスコットキャラクター
「支える犬」

主な改正内容

改正法の公布
令和3年6月4日

これまで努力義務とされていた、民間事業所による
「合理的配慮の提供」が義務化 されました。

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体	義務	義務
民間事業所等 ※1 <small>※1 民間事業所等には、個人事業者や NPO等の非営利事業者も含む。</small>	義務	努力義務 ↓ 義務

法の施行時期：「法の公布（R3年6月4日）から3年を超えない日」

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

（合理的配慮の例）

- ・障害のある人の障害特性に応じて座席を決める
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

等

詳しくは、内閣府ホームページ
「合理的配慮サーチ」をご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

